

令和 8 ～令和 1 1 年度

岩沼市立岩沼小学校外 3 校給食調理等委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

岩沼市立小中学校の給食調理等業務を委託するにあたり、業務を円滑かつ安定的に運営することで市民サービスの向上を図るため、業務実施の能力等を勘案し、最も業務の遂行に適格と判断される事業者の選定を公募型プロポーザル方式により行うために必要な事項を定めるものとする。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 委託業務名

令和 8 ～令和 1 1 年度 岩沼市立岩沼小学校外 3 校給食調理等委託業務

(2) 履行場所

学校名	所在地
岩沼小学校	岩沼市中央二丁目 1 番 1 号
岩沼西小学校	岩沼市松ヶ丘一丁目 17 番地
岩沼北中学校	岩沼市相の原二丁目 3 番 1 号
岩沼西中学校	岩沼市三色吉字竹 11 番地

(3) 業務内容

別添「令和 8 ～令和 1 1 年度 岩沼市立岩沼小学校外 3 校給食調理等委託業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

給食調理等委託業務	令和 9 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日の 36 月
その他の業務	契約日の翌日から令和 11 年 12 月 31 日まで

4 見積限度額（上限）

267,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

5 プロポーザル参加要件

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 令和 7・8 年度岩沼市競争入札参加資格（物品製造・役務の提供等）の承認を受けていること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 宮城県内に本社又は支社・支店・営業所・事務所を有すること。

- (4) 過去3年以内に、複数の小学校又は中学校を対象として学校給食調理業務を運営した実績があること。又は現に2年間以上継続して運営していること。
- (5) 過去3年以内に、一日あたり合計2,000食以上の学校給食を提供した実績があること。又は現に2年間以上継続して提供していること。
- (6) 過去3年以内に、学校給食調理業務において食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業停止処分を受けていないこと。
- (7) 学校給食調理業務において、自治体から業務停止命令を受け、その日から3年を経過していない者でないこと。
- (8) 各施設において、栄養士免許又は調理師免許を有し学校給食調理業務に2年以上従事した業務経験者を2名以上、常勤者として従事させることができること。
- (9) アレルギー対応給食の調理業務に1年以上従事した業務経験者を1名以上従事させることができること。併せて、業務従事者に対し、衛生管理、アレルギー対応について年1回以上研修を行っていること。
- (10) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (11) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (12) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (13) 次の①～⑤のいずれにも該当しない者であること。
 - ①役員等(非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と認められる者
 - ②暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者
 - ③役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - ④役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (14) 国税及び地方税(本市課税分に限る)を滞納していないこと。

6 選定日程

内 容	日程
公募開始 (市ホームページに実施要領を掲載)	令和8年7月1日(水)
参加者募集期間	令和8年7月1日(水) ～令和8年8月6日(木) 午後3時
調理場見学会 ※7月14日(火) 午後5時まで事前申込	令和8年7月22日(水) 午後1時から午後4時45分の間で、 岩沼市教育委員会が指定する時間
質問受付期限	令和8年7月24日(金) 午後3時
質問回答期限	令和8年7月31日(金) 午後5時
参加申込書提出期限	令和8年8月6日(木) 午後3時
提案書提出期限	令和8年8月6日(木) 午後3時
事業者選定審査会	令和8年8月25日(火) 午後
選定結果通知	令和8年8月28日(金)
契約に関する協議	別途通知
契約締結	9月中
業務開始準備期間	契約締結後 ～令和8年12月31日(木)
業務開始	令和9年1月1日(金)

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

7 質問の受付

質問がある場合には、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書式 質問書(様式第1号)による。
- (2) 提出先 岩沼市教育委員会 学校教育課
電子メール gakkou@city.iwanuma.miyagi.jp
- (3) 提出方法 電子メールによる提出
- (4) 提出期限 令和8年7月24日(金)午後3時まで
- (5) 回答 全ての質問について質問者を無記載として取りまとめ、令和8年7月31日(金)午後5時までに岩沼市ホームページに掲載する。

8 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書類を下記のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 参加申込書(様式第2号) 1部 ※要押印
- (2) 提出場所 岩沼市教育委員会 学校教育課
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出期限 令和8年8月6日(木) 午後3時まで

9 提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、必要書類を下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

①事業者の概要

当座比率、固定比率、自己資本比率を記載すること。

②調理業務の受託実績

③仕様書に基づいた業務に対する考え方、実施方針及び実施体制等

(ア) 学校給食における調理業務に対する考え方

(イ) 安全衛生管理体制

(ウ) 業務実施体制、方針

(エ) 調理員の配置に対する考え方、配置計画

(オ) 人員確保に向けての採用方法、方針

(カ) 委託業務の円滑な遂行に対する考え方

④その他提案事項

⑤見積書

(ア) 見積金額については、仕様書及び提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額(税抜)を記載すること。

(イ) 人件費、保健衛生費、研修費、消耗品費、管理費等、詳細な積算内訳書を添付すること。

(2) 提出書類に関する留意事項

① (1) の提出書類中、①から④については、A4縦長横書き両面にて作成し、表紙をつけること。

正本1部(表紙に社名、代表者名を記載し、社印、代表者印を押印すること。)、副本(正本のコピー)7部を提出すること。

② (1) の提出書類中、⑤については、押印したものを1部提出すること。

(3) 提出場所 岩沼市教育委員会 学校教育課

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) 提出期限 令和8年8月6日(木) 午後3時まで

10 提案等に要する費用及び提出書類

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された提案書等一切の書類は返却しないものとする。なお、提出された書類を提出者に無断で本件の目的以外に使用する事はない。

11 プロポーザル審査の方法

(1) 選定審査会による審査

委託業者は、「令和8～令和11年度 岩沼市立岩沼小学校外3校給食調理等委託業務業者選定審査会(以下「審査会」という。)」の審査を経て選定する。

(2) 審査会

審査会は、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を対象に審査し、受託候補者を決定する。

審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	審査の主な視点	配点
事業者の概要	経営状況が安定的かつ良好であること。	10
学校給食における調理業務に対する考え方及び事業者としての実績	①学校給食の趣旨を十分に理解し、給食に携わる事業者として相応しい考えを持っていること。 ②学校給食調理業務を受託するにあたり、十分な実績を有していること。	10
安全衛生管理体制	①「学校給食衛生管理基準」(文部科学省)及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省)等に基づく衛生管理に対する考えが確立されていること。 ②自主的な検査を実施し、安全衛生管理体制が徹底していること。 ③調理員に対し、食品衛生管理、アレルギー対応食、調理技術向上等の研修が計画されていること。	20
業務実施体制	指揮命令系統が確立されており、本市からの指示事項の伝達及び食中毒、異物混入等事故発生時の対応が迅速・的確に行われる体制づくりがなされていること。	15
調理員配置計画	①規模に応じた適正かつ効率的な調理員数が配置されていること。(代替要員の確保も含む。) ②調理員採用計画が確立されていること。 ③新規採用調理員に対し、業務をするために十分な研修が計画されていること。	20
委託業務の円滑な遂行に対する考え方、その他提案事項	①業務遂行のために事業者としての提案・協力体制が図られていること。 ②4校の業務実施に係る調理員への巡回指導の頻度及び内容。 ③その他提案内容が本市にとって有効・有用であること。	10
価格審査	適正かつ安価な委託料が算定されていること。	15
合計		100

- ・15分以内のプレゼンテーションの後、15分程度のヒアリングを行う。
- ・審査会時の追加資料の配布は不可とする。
- ・審査会は「令和8～令和11年度 岩沼市立玉浦小学校外3校給食調理等委託業務業者選定審査会」と合同(同時刻、同会場)で行い、両方に申し込んだ場合も、持ち時間の延長はないものとする。

(3) 受託候補者の決定

市は、審査会の審査結果を踏まえ、受託候補者を決定する。なお、選定結果は、参加者全員に対して通知するとともに、岩沼市ホームページに掲載する。

1 2 契約締結の方法

受託候補者は、本契約について優先交渉を行なう。なお、選定後から委託契約の締結までの間に、市との協議を経て、業務内容に基づく見積りを徴取し、市の定める金額を上限として契約を締結するものとする。

なお、下記のいずれかに該当し、受託候補者と契約を締結できない場合は、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5 プロポーザル参加要件」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

1 3 その他

選定委員の構成、詳細な評価内容は公表しない。また、選定結果に関する異議申し立て及び問合せは一切受け付けない。

1 4 問合せ

担当 岩沼市教育委員会 学校教育課
教育総務係（担当：庄司）
電話 0223-23-0728
FAX 0223-24-0897
メール gakkou@city.iwanuma.miyagi.jp